第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	159,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	203,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,578

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第６の２の⑷を次のように改める。

⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
千葉県	16,000
神奈川県	21,000
静岡県	14,000
愛知県	10,000
三重県	28,000
島根県	31,000
高知県	15,000

北海道、岩手県、宮城県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間654円」を「１時間665円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間689円」を「１時間701円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間758円」を「１時間780円」に改める。

高知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

高知労働局長　櫻井　恵治

第４号中「１時間652円」を「１時間664円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間653円」を「１時間664円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月26日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間653円」を「１時間664円」に改める。

国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、平成25年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

平成25年９月26日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長

鬼塚　　誠

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
0030	大宮　航時	0154	田辺　　匡
0051	日野原武典	0164	伊東　将典
0055	河野　裕亮	0167	荻野　清剛